

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 30 年 10 月 17 日	
厚生労働大臣 殿	かぶしきがいしゃ ねおたくと 株式会社 ネオタクト
(ふりがな) さいとう けいすけ ②届出者 氏 名 齋藤 恵介 印	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ ねおたくと 株式会社 ネオタクト
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 9 4 0 - 0 8 9 7 電話 0258 (89) 5771
	にいがたけんながおかしんくみちょう
	新潟県長岡市新組町 2132-19 FT ビル 3F
⑥適用開始・変更予定日	31 年 1 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別添手数料表のとおり (様式例第3号)
⑧備 考	

様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式例第 3 号

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	2,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は求人者としてします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動 1 日当たり 10,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は求人者としてします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。

許 可 番 号 15 - ユ - 300150

事業所名称 株式会社 ネオタクト

事業所所在地 新潟県長岡市新組町 2132-19 FT ビル 3F